住宅省エネルギー性能証明

（住宅の取得をする場合）

（第１面）

令和　　年　　月　　日

アール・イー・ジャパン株式会社　殿

【申請者の氏名】

【代理者の氏名又は名称】

下記の工事が租税特別措置法施行令に規定する工事への該当性について、重要事項説明書及び業務契約約款の内容について同意の上、申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実に相違ありません。

【申請の区分】

□　建築後使用されたことのない住宅用の家屋の取得をする場合

□　建築後使用されたことのある住宅用の家屋の取得をする場合

|  |
| --- |
| ※料金欄（出張旅費を含む内訳） |
| ※受付欄 | ※審査欄 |
| 令和　　年　　月　　日 |
| 疎証　第　　　　　号 |
| 係員氏名　　 |
| ※決裁欄 | ※交付欄 |
| 令和　　年　　月　　日 |
| 疎証　第　　　　　号 |
| 係員氏名　　 |

（注意）

１　新築住宅の新築の場合については、別に定める「住宅省エネルギー性能証明（住宅の新築用）」を使用ください。

２　※印には記入しないでください。

（第２面）

|  |
| --- |
| 申請者等の概要 |
| 【１. 申請者】 |
| 【イ.氏名のフリガナ】 |
| 【ロ.氏名】 |
| 【ハ.郵便番号】 |
| 【ニ.住所】 |
| 【ホ.電話番号（連絡先）】 |
| 【ヘ.FAX番号】 |
| 【２.代理者】（代理人申請の場合） |
| 【イ.氏名】 |
| 【ロ.郵便番号】 |
| 【ハ.住所】 |
| 【ニ.電話番号（連絡先）】 |
| 【ホ.FAX番号】 |
| 【３.耐震改修の方法について意見を聴いた者】 |
| 【イ.資格】　（　　）建築士　（大臣・　　知事）登録第　　　号 |
| 【ロ.氏名】 |
| 【ハ.勤務先設計事務所】（　　）建築士事務所　（　　　）知事登録　　　号 |
| 【ニ.郵便番号】 |
| 【ホ.所在地】 |
| 【ヘ.電話番号】 |
| 【ト. 登録資格者講習の種類】 |
| 【チ. 講習実施機関名】 |
| 【リ. 証明書番号】　　第　　　　号 |
| 【ヌ. 講習修了年月日】　　年　月　日 |
| 【４.家屋番号】 |  |
| 【５.所在地】 |  |
| 【６.当該住宅を取得した日】 | 　　　年　月　日 |
| 【７.当該証明書が必要な期日（決済日）】 | 令和　年　月　日 |
| 【８.必要通数】 | □　1通　□　2通以上（1通増しごと+5,100円） |

（注意事項）

１.【申請者の氏名】 及び 【申請者】 の欄には、証明書の交付を受けようとする者の住所及び氏名等を記載してください。なお、証明書が交付されるまでに記載事項に変更がある場合は書面にて変更届を提出ください。

２.申請者からの委任を受けて申請を代理で行う者がいる場合においては、【代理者】 の欄に住所及び氏名又は名称等を記載してください。

３. 建築後使用されたことのある住宅用の家屋の取得をする場合に限り、昭和56年12月31日以前に建築された住宅の場合に記入ください。この場合、別途「耐震基準適合証明申請書」の申請も必要となります。

４.【家屋番号及び所在地】の欄には、当該家屋の登記簿に記載された家屋番号及び所在地を記載してください。

５.この証明書を提出する税務署又は市町村の必要な書面の数に応じて複数通必要である場合又は証明書再発行は、追加１通あたり5,100円を加算します。

（第３面）

申請する住宅の区分に応じ該当する基準の□に✓を記入ください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 居住用家屋の新築等に係る家屋 | □ | 【ＺＥＨ水準省エネ住宅：新築】租税特別措置法施行令第26条第23項（同条第32項において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定するエネルギーの使用の合理化に著しく資する住宅の用に供する家屋に該当※次の全ての基準に適合する住宅用の家屋・評価方法基準第５の５の５－１（３）の等級５以上の基準（結露の発生を防止する対策に関する基準を除く。）・評価方法基準第５の５の５－２（３）の等級６以上の基準 |
| □ | 【省エネ基準適合住宅：新築】租税特別措置法施行令第26条第24項（同条第32項において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定するエネルギーの使用の合理化に資する住宅の用に供する家屋に該当※次の全ての基準に適合する住宅用の家屋（①に該当する場合を除く。）・評価方法基準第５の５の５－１（３）の等級４以上の基準（結露の発生を防止する対策に関する基準を除く。）・評価方法基準第５の５の５－２（３）の等級４以上の基準 |
| 既存住宅の取得 | □ | 【ＺＥＨ水準省エネ住宅：既存】租税特別措置法施行令第26条第23項に規定するエネルギーの使用の合理化に著しく資する住宅の用に供する家屋に該当※次の全ての基準に適合する住宅用の家屋・評価方法基準第５の５の５－１（４）の等級５以上の基準（結露の発生を防止する対策に関する基準を除く。）・評価方法基準第５の５の５－２（４）の等級６以上の基準 |
| □ | 【省エネ基準適合住宅：既存】租税特別措置法施行令第26条第24項に規定するエネルギーの使用の合理化に資する住宅の用に供する家屋に該当※次の全ての基準に適合する住宅用の家屋（③に該当する場合を除く。）・評価方法基準第５の５の５－１（４）の等級４以上の基準（結露の発生を防止する対策に関する基準を除く。）・評価方法基準第５の５の５－２（４）の等級４以上の基準 |

（第４面）

必要図書チェックリスト（申請時に提出するもの）※該当する基準の□に✓を記入ください。

|  |
| --- |
| 工事着工前に提出するもの |
| 建築後使用されたことのない住宅の取得をする場合 | □１　住宅省エネルギー性能証明申請書　 |
| □２　当該家屋の登記事項証明書 |
| □３　売買契約書の写し（2の所有権氏名と異なる場合） |
| □４　付近見取図 |
| □５　工事監理報告書がある場合はその写し（※住宅の新築時の工事監理者が記入したもの） |
| □６　各区分による次のもの　(＊2)ア　断熱性等級・・・外皮計算書、断熱化構造部分の仕上表、仕様書・平面図・立面図・断面図・矩形図等の設計図書イ　一次エネルギー消費量等級・・・暖冷房設備、照明設備、給湯設備、及び太陽光発電設備（以下「一次エネルギー消費量に寄与する建築設備等」といいます。）の資料等並びにそれらの数値を入力したプログラムの結果を明示した明示した資料 |
| ７　上記６の図書又は書類は、基準に適合していることを、次のいずれかの疎明資料（添付図書を含みます。）に代えることができます。□ア　新築時に交付された【フラット35】Sの適合証明書（添付図書を含みます。）□イ　省エネルギー性能の高い住宅の新築等に係る補助事業関係通知書（補助金額等の額の確定の通知書）□ウ　新築時に交付された設計住宅性能評価書又はBELS評価書などの第三者による評価結果□エ　その他の適合証でREJが合理的に審査できるものと認めるもの（　　　　　　　　　　　　　　） |
| 建築後使用されたことのある住宅の取得をする場合 | □１　住宅省エネルギー性能証明申請書　 |
| □２　当該家屋の登記事項証明書 |
| □３　売買契約書の写し（2の所有権氏名と異なる場合） |
| □４　付近見取図 |
| □５　工事監理報告書がある場合はその写し（※住宅の新築時の工事監理者が記入したもの） |
| □６　現行基準に適合していることを証しできる各区分による次のもの　(＊2)ア　断熱性等級・・・外皮計算書、断熱化構造部分の仕上表、仕様書・平面図・立面図・断面図・矩形図等の設計図書　イ　一次エネルギー消費量等級・・・暖冷房設備、照明設備、給湯設備、及び太陽光発電設備（以下「一　次エネルギー消費量に寄与する建築設備等」といいます。）の資料等並びにそれらの数値を入力したプログラムの結果を明示した明示した資料 |
| ７　上記６の図書又は書類は、現行基準に適合していることを、次のいずれかの疎明資料（添付図書を含みます。）に代えることができます。（いずれも、新築時の仕様から大きな変更又は評価時から変更を行っていないものに限ります。）　□ア　新築時に交付された建設住宅性能評価書　□イ　既存住宅に係る建設住宅性能評価書（個別性能評価を受けているものに限ります。）　□ウ　新築時に交付された【フラット35】Sの適合証明書□エ　省エネルギー性能の高い住宅の新築等に係る補助事業関係通知書（補助金額等の額の確定の通知書）　□オ　新築時に交付された設計住宅性能評価書又はBELS評価書などの第三者による評価結果　□カ　その他の適合証でREJが合理的に審査できるものと認めるもの　　　（　　　　　　　　　　　　　　） |
| ※取得の日前に省エネ基準に係る増改築工事等を行ったものの場合　上記に加え、 |
| □１　工事請負契約書の写し |
| □２　断熱化構造部分の工事前、工事中及び工事完了時の写真 (＊1) |
| ※　昭和56年12月31日以前に建築された住宅であるもの□１　耐震基準適合証明書」（別途料金加算） |
| 備考１　工事写真内には「物件名」、「撮影日」、「撮影場所」「工事前、工事中又は工事後の別」を標示した黒板等の表示板を当該工事実施個所と一緒に撮影したものとしてください。この場合、写真加工ソフト等により標示要領を後から追記することは許容されません。なお、提出した写真にそれらが表示されていない場合は、「現場検査時に提出図書等なし」と扱わせていただきます。２　REJ又はREJ以外の機関が交付した評価書に添付されていた図書又は書類を、そのまま添付いただいても構いません。 |

（第５面）

|  |
| --- |
| 【個人情報の取扱い】１　個人情報を利用する業務の内容及び目的証明者及び証明者が所属する指定確認検査機関又は登録住宅性能評価機関（以下この取扱いにおいて「証明機関」という。）は、個人情報の保護に関する法令に基づき、申請者（以下「お客さま」といいます。）から提供を受けた個人情報を次の業務及び利用目的の達成に必要な範囲で利用いたします。(1) 業務内容ア　住宅税制に係る各種証明に関する検査イ　その他これらに付随する業務(2) 利用目的証明に関する検査の申請に際して取得した個人情報は、次の目的で利用します。ア　証明機関が行う証明業務の実施のためイ　お客さまとの契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のためウ　その他お客さまとのお取引を適切かつ円滑に履行するため２　機構等への個人情報の提供検査機関は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第23条第１項各号に掲げる場合を除き、お客さまから提供を受けた個人情報を第三者に提供することはありません。ただし個人情報の保護に関する法令に基づくお客さまの同意を得た上で、利用目的の達成に必要な範囲内で個人情報を機構等に提供することがあります。（例：税務署、地方公共団体の長） |

|  |
| --- |
| 委　任　状令和　　年　　月　　日アール・イー・ジャパン株式会社　殿【申請者の氏名】　　　　　　　　　　　　　　　【申請者の住所】私は、住宅省エネルギー性能証明申請書に記載の代理者を代理人と定め、下記に関する権限を委任します。記 租税特別措置法施行令に規定する工事への適合性の申請業務に関する手続き、関連図書の作成、訂正及び登録住宅性能評価機関から交付される文書の受領 |

（第7面）

**建築物のインスペクション業務委任契約による重要事項説明書**

委任者と締結するこの申請ならびに履行する事項について、以下のとおり説明いたします。

1.総則

この確認物のインスペクション業務約款は申請書からアール・イー・ジャパン株式会社が確認物のインスペクションに係る業務（以下、「業務」という。）を受託するに際し、業務方法書に基づき乙からの提出された図書及び書類に基づき、これに関する業務を引受け、契約することについて必要な事項を定める。

2.証明書の記載事項

受任者は、以下の項目を証明書に記載し、委任者に提示するものとします。

(1)　受任者

(2)　連絡先

(3)　代表者名

(4)　所在地

(5)　調査担当者名

(6)　調査の国家資格名と調査員の資格名と免許等の番号並びにその写し

3.委任者が受任者に開示する、検査を実施しようとする住宅の基本的情報

委任者は、検査を実施しようとする住宅（以下「検査対象住宅」という。）の以下（ア）ないし（オ）の基本的情報を契約書に記載することにより提出していただきます。

(1)　検査対象住宅の所在地

(2)　検査実施を希望する期間

(3)　委任者の氏名、住所及び連絡先

(4)　検査実施時に委任者と立会う者の氏名及び連絡先

(5)　 受任者が検査を実施するために、必要な上記以外の事項

4.検査対象住宅の所有者および居住者が委任者と異なる場合

委任者は、検査の実施前に当該所有者及び居住者から検査について承諾を得て、その書面を受任者に提出するものとし、委任者が当該書面を提出できない場合には、受任者は当該検査を実施しません。

5.打合せどおりの検査が困難な場合

検査の実施にあたり、住宅の建て方（隣家等との距離）、床下・小屋裏点検口が無い場合、容易に移動させられない家具等ある場合または積雪時など通常の事前調査では予測不可能な状況により、打合せどおりの検査が不可能もしくは不適切であった場合は、委任者が受任者と協議して、実情に適するように検査内容を変更し、又は検査を中止することがあります。また、検査期間、検査手数料を変更する必要があるときは、委任者と受任者が協議してこれを定めることとします。

6.近隣対策について

この調査にあたり、近隣からのクレーム等に対する連絡先は委任者とさせていただきます。なお、この調査には一切の近隣対策は含んでいません。

7.破壊検査における補修の程度

この検査についてコア抜き等の破壊検査を行う場合は、構造上支障のない範囲で補修を行い、原則的に現況回復は行いません。なお、要望によって現況回復の依頼がある場合は見積り等行い努めますが、補修後の仕上げの方法においては完全に隠れるものではありません。

8.検査結果の扱い

(1)　受任者は、委任者の意向又は検査結果にかかわらず、本契約に基づく以下の判定または保証は一切実施しません。

(2)　検査対象住宅の瑕疵の有無の判定

(3)　検査対象住宅に瑕疵がないことの保証

(4)　検査結果報告書の記載内容について、検査完了時点からの時間経過による変化又は経年劣化がないことの保証

(5)　建築基準関係法令等への適合性の判定

9.権利及び義務などの譲渡の禁止

委任者及び受任者は相手方からの書面による承諾を得なければ、この契約から生ずる権利または義務を第三者に譲渡することまたは継承させることはできません。また、受任者は委任者からの書面による承諾を得なければ、検査報告書および検査を行なううえで得られた記録等を第三者に譲渡することもしくは貸与することはしません。

10.秘密の保持

受任者は、検査を行なううえで知り得た委任者の秘密を第三者に漏らしてはならないものとします。なお、受任者は、委任者の承諾なく、検査報告書および検査を行なううえで得られた記録等を第三者に閲覧または謄写させてはならないものとします。

11.第三者への損害および第三者との紛議

検査のため、第三者に損害を及ぼしたときまたは紛議を生じたときは、委任者と受任者が協力して処理解決にあたるものとします。それに要した費用は、受任者の責めに帰すべき事由による場合には、受任者の負担とします。なお、委任者の責めに帰すべき事由による場合には、委任者の負担とします。

12.不可抗力による損害

天災その他自然的または人為的事象であって、委任者および受任者のいずれの責めに帰すことのできない事由（以下「不可抗力」という。）によって検査を完了できなくなったときは、受任者は委任者にすみやかにその状況を通知します。その場合に生じた損害について、委任者および受任者が協議のうえ負担方法および負担の割合を定めるものとします。

13.瑕疵がある場合の責任

検査結果または報告書の内容に瑕疵があり、これにより委任者に損害が生じた場合は、受任者は損害賠償責任を負うものとします。

14.検査内容の変更、一時中止または検査期間の変更

委任者は、必要によって検査を追加、変更または一時中止することができるものとします。その場合に、受任者に損害を及ぼしたときは、受任者は委任者に対してその補償を求めることができるものとします。さらに、受任者は、不可抗力その他正当な理由があるときは、委任者に対してその理由を明示して、検査期間の延長を求めることができます。延長日数は、委任者と受任者が協議して定めるものとします。

15.遅延損害金

委任者が検査手数料の支払いを完了しないときは、受任者は遅滞日数の1日につき、支払遅滞額に年14.6%の割合を乗じた額の違約金を請求することができるものとします。また、受任者の責めに帰すべき事由により、検査予定期間内に検査を完了できないときは、委任者は遅滞日数の1日につき、検査手数料から検査実施済部分に対する検査手数料相当額を控除した額に年14.6%の割合を乗じた額の違約金を請求することができるものとします。

16.反社会的勢力の排除

委任者と受任者は、相手方に次の各号の一つにあたるときは、何らの催告を要することなく書面をもってこの契約を解除することができます。この場合解除した者は相手方に対して損害の賠償を請求することができます。

（1）役員等（委任者又は受任者が個人である場合にはその者を、委任者又は受任者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

（2）暴力団（暴力団員に不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

（3）役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

17.特約

（1）検査に必要な電気・水道・ガスについては、お客さま宅のものを使用させていただきます。

（2）本検査は、見えない部分等の状況により、検査内容ならびに検査手数料等に予測できない変更が生じる場合がありますのでご了承下さい。